

## 第 34 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 5 月 25 日(木) 午後 3 時 00 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 14 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一			6	片岡 文洋
		8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司				
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 3 名

5	太田 勝義	7	齊藤 徹	14	竹内 稔
---	-------	---	------	----	------

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 18 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第 3	議案第 19 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 20 号	農地法第 4 条の規定による許可について
日程第 5	議案第 21 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第 22 号	令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 7	議案第 23 号	大樹町農業委員会憲章の全部改定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 4 時 30 分

## 8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、第 34 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、6 番・片岡洋文 委員、8 番・牧田 日出男 委員を指名いたします。

日程第 1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、4 月 28 日開催の第 33 回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1 の会議関係では、(1) 5 月 10 日、臨時第 2 回町議会が開催され、会長と私が出席しております。

(2) 同日、大樹町農業担い手センター全体会議が JA 大樹町会議室で開催され、穀内会長ほか役員となっている委員 2 名と私が出席しております。

(3) 11 日、第 2 班 ■■■ 班長以下委員 4 名と穀内会長において、■■■地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。

あっせんのあった 1 件につきましては、この後、議案として、ご審議いただくこととなっております。

(4) 16 日、■■■ 委員長以下委員 6 名と穀内会長並びに原口代理が出席し、農政委員会が開催され、令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)につきまして、ご審議いただいております。本案件につきましては、この後の議案として、ご審議いただくこととなっております。

(5) 17 日、臨時第 3 回町議会が開催され、会長と私が出席しております。

(6) 18 日、北海道農業会議からの緊急説明会が開催され、会長が WEB で参加しております。

内容は、現在の北海道農業会議の会長が帯広から選出されておりますが、その会長が 4 月に事故に遭われたため、6 月いっぱい退任されることになったことから、今後の会長職の選出について、説明がありました。

(7) 22 日、第 1 班 ■■■ 班長以下委員 4 名において、現地調査を行っております。

<p>議長</p>	<p>案件は、■■■地区の牛舎建設に伴う農地転用です。</p> <p>転用申請のあった1件につきましては、この後、議案としてご審議いただきます。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は4件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、3法人から、報告書の提出を受けていない状況となっておりますが、本日、2番の法人から提出がありました。残りの2法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるようを引き続き説明して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第2、議案第18号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第18号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。</p> <p>申請内容は、■■■地区の牛舎建設に伴う除外が1件となっております。</p>

<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>転用申請のあった1件につきましては、この後、農地法第4条で、議案としてご審議いただきます。</p> <p>その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明させていただきます。</p> <p>大樹町農業振興地域整備計画の農用地区域から農業用施設用地に変更として、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>事業計画者は、■■■■株式会社■■■■、土地の所在は字■■■■、公簿地目は畑、面積は■■■■㎡であり、目的は牛舎を建設するため農用地から農業用施設用地への変更であります。</p> <p>なお、現地調査は5月22日に第1班■■■■班長以下3名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>第1班・班長、■■■■委員から報告願ひます。</p> <p>大樹町から意見照会された農用地区域から農業用施設用地に変更の件について、第1班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 18 号、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第 3、議案第 19 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番から 2 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第 4 条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第 4 条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、■■■地区での牛舎等の建設のための転用申請 1 件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p> <p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>請番号 1 番、所在、地番につきましては、字■■■の■■■ 他■■■筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡のうち■■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■であります。</p> <p>経営面積は、■■■㎡であり、経営規模拡大による賃貸借であります。本地区</p>

の担当委員は、■■■委員となっております。

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■の■■■ 他■■■筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡のうち■■■㎡であります。

貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、経営規模拡大による賃貸借であります。本地区の担当委員は、■■■委員となっております。

別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。

本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

次に、地区担当委員より調査報告を求めます。

申請番号1番について、地区担当委員、■■■ 委員から報告願います。

申請番号1番につきまして、貸主の希望による、賃貸借の案件です。

借主は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

次に申請番号2番について、■■■地区担当委員、■■■ 委員から報告願います。

申請番号2番につきまして、貸主の希望による、賃貸借の案件です。

借主は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議長

■■■

議長

■■■委員

議長

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 19 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番から 2 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第 4、議案第 20 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」申請番号 1 番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第 20 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。

転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第 4 条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第 4 条の規定による許可を受けることとなります。

今回ご審議頂きます申請は、■■■地区での牛舎等の建設のための転用申請 1 件となっております。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

農振法第 4 条の規定による許可について説明させていただきます。

<p>議長</p> <p>■■■委員</p> <p>議長</p>	<p>申請番号 1 番</p> <p>牛舎建設による案件です。申請人は、■■■ ■■■であります。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■■、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては、農用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡、転用の時期につきましては、許可の日から永年間、工期は、許可の日から、令和 6 年 12 月 1 日であります。</p> <p>現地調査につきましては、5 月 22 日に第 1 班 ■■■班長 他 3 名により実施しております。また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。なお、申請番号 1 番の案件につきましては、申請面積が 3,000 ㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 1 班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p> <p>新たに、牛舎を建設する案件です。</p> <p>既存の農業用施設用地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
----------------------------------	---



	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 20 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 5、議案第 21 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号 1 番から 13 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 21 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は 13 件でございます。</p> <p>内訳は、賃貸借の新規が 5 件、更新が 6 件、使用貸借の新規が 2 件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは申請番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番から 11 番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号 1 番、所在、地番につきましては、字■■■の■■■ であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。</p>

	<p>ます。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■ m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日の1年、あっせん会議は、5月11日に第2班 ■■■班長 他4名により実施しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p>
■■■委員	<p>第2班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p>
	<p>申請番号1番につきましては、賃貸のあっせんの申出があったため、■■■地区に周知し、■■■ 氏 としました。</p> <p>賃貸借期間は、1年とし、賃借料につきましては、周辺農地の、価格などを参考に、5月11日のあっせん会議で価格を決定しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p>
	<p>これより質疑に入ります。</p>
	<p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p>
	<p>「これより議案第21号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p>
	<p>申請番号1番の件を採決いたします。</p>
	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
	<p>次に、申請番号2番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、</p>

<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■の■■■■の■■■■ 他1筆 であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ ■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円10a 当り■■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日の1年、あっせん会議は5月11日に第2班 ■■■■班長 他4名により実施しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 ■■■■委員</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、■■■■ 委員から報告願います。</p> <p>申請番号2番につきましては、賃貸のあっせんの申出があったため、周辺地区に周知し、有限会社 ■■■■ としました。</p> <p>賃貸借期間は、1年とし、賃借料につきましては、周辺農地の価格などを参考に、5月11日のあっせん会議で価格を決定しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 ■■■■委員 豊吉主幹 議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>申請番号1番と申請番号2番の10a 当りの単価は違うのは何故か？</p> <p>過去に砂利採取を行われたため、牧草の生育が違ったため単価を下げた。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第21号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p>

申請番号2番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号3番から6番の審議にあたり、■■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

次に、申請番号3番から6番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■の1の1 他5筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■<sup>m</sup>のうち■■■■<sup>m</sup>であります。貸主は、■■■■■■■■氏、借主は、■■■■農事組合法人■■■■、経営面積は、■■■■<sup>m</sup>であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日の1年、あっせん会議は5月11日に第2班■■■■班長 他4名により実施しました。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他2筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■<sup>m</sup>であります。貸主は、■■■■■■■■氏、借主は、■■■■農事組合法人■■■■、経営面積は、■■■■<sup>m</sup>であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和9年5月31日の4年、地区担当は■■■■委員となっております。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他2筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■<sup>m</sup>のうち■■■■<sup>m</sup>であります。貸主は、■■■■■■■■氏、借主は、■■■■農事組合法人■■■■、経営面積は、■■■■<sup>m</sup>であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年、地区担当は■■■■委員となっております。

	<p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 農事組合法人■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円10a 当り■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和15年5月31日の10年です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号3番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p>
■■■委員	<p>申請番号3番につきましては、賃貸のあっせんの申出があったため、周辺地区に周知し、農事組合法人 ■■■ としました。</p> <p>賃貸借期間は、1年とし、賃借料につきましては、周辺農地の、価格などを参考に、5月11日のあっせん会議で価格を決定しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います。</p>
議長	<p>次に地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号4番から5番について、地区担当 ■■■ 委員より報告願います。</p>
■■■委員	<p>申請番号4番、5番につきましては、賃貸のあっせんの申出があったため、周辺地区に周知し、農事組合法人 ■■■ としました。</p> <p>賃貸借期間は、4年とし、賃借料につきましては、周辺農地の、価格などを参考に、価格を決定しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号6番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号3番から6番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号7番から11番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■ 他5筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 有限会社 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年です。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他8筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 有限会社 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■円 10a 当り■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和10年5月31日の5年です。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■円 10a 当り■■■円であります。期間は、令和5年6月1日から令和15年4月30日の9年11ヵ月です。

申請番号 10 番、所在、地番につきましては、字■■■■の 1 他 2 筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑と山林、農振は農用地であり、面積は、■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ 株式会社 ■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■■円 10a 当り■■■■円あります。期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 15 年 5 月 31 日の 10 年です。

申請番号 11 番、所在、地番につきましては、字■■■■の 1 他 4 筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■㎡であります。貸主は、■■■■ ■■■■ 氏、借主は、■■■■ 株式会社 ■■■■牧場、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、■■■■円 10a 当り■■■■円あります。期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 15 年 5 月 31 日の 10 年です。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号 7 番から 11 番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 21 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 7 番から 11 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

議長

<p>豊吉主幹</p>	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号 12 番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号 12 番の内容について、事務局より説明を求めます</p> <p>申請番号 12 番、所在、地番につきましては、字■■■の 2 の 2 他 2 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 有限会社 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償。期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日の 1 年です。あっせん会議は 5 月 11 日に第 2 班 ■■■班長 他 4 名により実施しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号 12 番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第 2 班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p>
<p>■■■委員</p>	<p>申請番号 12 番の案件につきましては、あっせんの申出があったため、現地調査をしましたが、農地として利用するには準備が必要なため、期間は 1 年の使用貸借としました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 21 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 12 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>



	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。次に、申請番号 13 号の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>次に、申請番号 13 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 13 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 の 2 他 5 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 農事組合法人 ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、無償。期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日の 1 年です。あっせん会議は 5 月 11 日に第 2 班 ■■■班長 他 4 名により実施しました。</p>
豊吉主幹	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号 13 番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第 2 班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p>
議長	<p>申請番号 13 番の案件につきましては、あっせんの申出があったため、現地調査をしましたが、農地として利用するには準備が必要なため、期間は 1 年の使用貸借としました。</p>
■■■委員	<p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 21 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 13 番の件を採決いたします。</p>

	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第22号、「令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第22号「令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」の提案説明申し上げます。</p> <p>今回、ご審議いただきます議案につきましては、農業委員会等に関する法律の第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>令和4年2月に農林水産省経営局通知により、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする定められておりますので、本総会にお諮りするものでございます。</p> <p>つきましては、令和4年度の点検・評価の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 瀬尾局長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第22号「令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」ご説明いたします。</p> <p>令和4年度の最適化活動の点検・評価につきましては、別紙様式に記載のとおり点検・評価結果となっております。</p> <p>なお、この点検・評価につきましては、去る5月16日開催の、農政委員会でご審議いただき、総会にお諮りする旨のご了承をいただいております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>内容の説明が終わりました。次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長 ■■■ 委員より報告を願います。</p> <p>議案第 22 号について、報告いたします。</p> <p>5 月 16 日に農政委員会を開催し、令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価の内容について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p> <p>瀬尾局長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 22 号、「令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 7、議案第 23 号、「大樹町農業委員会憲章の全部改正について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 23 号「大樹町農業委員会憲章の全部改正について」の提案説明申し上げます。</p> <p>昨年、8 月に開催の委員協議会で、現行の「農業委員会憲章」の見直しについてご意見がございました。</p> <p>事務局において、現在の大樹町農業委員会憲章の経過につきまして、確認を</p>

いたしました。

現行の「農業委員会憲章」は、平成2年11月29日に制定されたものでございますが、平成28年4月に農業委員会法が改正されたことに伴い、同年5月26日開催の全国農業委員会会長大会において、新たな農業委員会憲章が採択されました。

このため、当農業委員会においても、このたびの新制度移行に伴い、新制度の内容に沿った新たな憲章に変更する必要があることから、憲章の全部改正について、本総会にお諮りするものでございます。

つきましては、憲章の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

それでは、議案第23号「大樹町農業委員会憲章の全部改正について」ご説明いたします。

内容については、平成28年5月26日の全国農業委員会会長大会において採択された、農業委員会憲章を基に（案）を作成しております。

前文が新たに設けられ、大樹町農業委員会は、憲章を遵守することを誓うという内容となっております。

憲章の内容について、（案）を読み上げさせていただいて、説明したいと思います。

大樹町農業委員会憲章、私たち大樹町農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持って、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、住民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力あ

議長  
瀬尾局長

<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>る農業と農村社会をめざします。</p> <p>なお、次ページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し、くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、新憲章の制定日は、本日、令和5年5月25日となります。</p> <p>この農業委員会憲章につきましては、令和4年10月17日開催の、農政委員会でご審議いただき、総会にお諮りする旨のご了承をいただいております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長 ■■■ 委員より報告を願います。</p> <p>議案第23号について、報告いたします。</p> <p>令和4年10月17日に農政委員会を開催し、大樹町農業委員会憲章の全部改正について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号、「大樹町農業委員会憲章の全部改正について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>



以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年5月25日

会 長

委員( 6 番)

委員( 8 番)